

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（水源地域整備事業）					
地区名	きたしたらくんとよねむらしもくろかわ 北設楽郡豊根村下黒川 地区					
事業箇所	北設楽郡豊根村下黒川 地内					
事業のあらまし	<p>本地区は、長野県に接した本県の北東部、天竜川水系の上流に位置しており、新豊根ダムの重要な水源地域を形成している。</p> <p>地形は起伏に富み、地質は風化が進むと崩壊しやすい花崗岩類及び、風化する事の多い斑れい岩類が大部分を占めていることから、台風等の降雨により不安定な土砂礫が堆積し、荒廃した溪流及び山地が多く存在している。</p> <p>以上のことから、本事業では、森林の有する土砂災害防止機能と水源涵養機能の向上を図る目的で治山ダム・土留工等の治山施設を整備するとともに、間伐が遅れた荒廃森林の水土保持機能を回復させるために森林整備を総合的に実施し、森林の有する水源かん養機能の高度化を図ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>森林の有する土砂災害防止機能と、水源涵養機能の向上を図る。</p> <p>1)本地区内の荒廃した溪流に治山ダム46個を整備することで溪流の浸食防止と不安定土砂礫の安定を図る。</p> <p>2)山腹崩壊地には山腹工0.11haを整備することで崩壊地の拡大防止と植生の回復を図る。</p> <p>3)119.3haの森林整備を実施することで、下層植生の回復を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	6.02億円		■工事費 5.82億円、□用補費 億円、■その他 0.20億円			
事業期間	採択年度	平成19年度	着工年度	平成20年度	完成年度	平成25年度
事業内容	治山ダム46個、山腹工0.11ha、本数調整伐119.3ha					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>1)地区内の荒廃溪流に治山ダム46個の整備したことにより、溪間の自然回復が促され、溪流の安定化により下流への土砂流出を防止することができた。</p> <p>2)崩壊した山腹に山腹工0.11haを整備したことで、崩壊地の拡大を防止し、植生の回復を図ることができた。</p> <p>3)調査測量により早急に間伐が必要な荒廃森林に対して本数調整伐（間伐）を119.3ha実施したことで、下層植生の回復を図ることができた。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>当該地区の整備により、森林の有する土砂災害防止機能と水源涵養機能を向上させることができたため、事業目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

②事業効果の 発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】				
		事業採択時 (H19)	実績 (H29)	備考	
	事業期間		H20～H24	H20～H25	
	事業費	工事費	6.44 億円	5.82 億円	0.62 億円減
		用地補償費	—	—	
		その他	0.31 億円	0.20 億円	0.11 億円減
		合計	6.75 億円	6.02 億円	0.73 億円減
	効果の 算定要因	治山ダムによる 保全面積	99.50ha	99.50ha	
		山腹工による 保全面積	0.08ha	0.11ha	0.03ha 増
		森林整備による 保全面積	138.17ha	119.3ha	18.87ha 減
	【事業期間に対する評価】 地元調整等の影響により事業期間を 1 年間延長したが、概ね計画どおり完了することができた。				
	【事業費に対する評価】 事業採択時において治山ダムを 5 7 個計画していたが、上流側から先行して治山ダムを設置したことで上流からの土砂の流出が抑えられ、荒廃溪流の自然回復が促されたことにより溪流全体が安定化した。そのため、下流側で計画していた治山ダムの設置が不要となった。これにより治山ダムの設置数が減少し、あわせて森林整備に係る調査測量により早急に間伐が必要なスギ・ヒノキ林について本数調整伐を実施した結果、7 千万円程度の事業費縮減を行うことができた。				
	【効果の算定要因に対する評価】 事業実施により、荒廃森林の整備及び荒廃森林の周囲が保全され、水源涵養機能を発揮していることから、概ね計画通りの効果が表れている。				
③事業実施による環境の変化	事業実施箇所について、事業完了後に定期的な治山施設の安全点検調査を行い、治山施設の機能が十分に発揮されており、山地災害が発生していないことを確認しているため、治山施設及びその周辺区域においては、林内の環境は改善されている。				
Ⅲ 対応方針（案）					
今後の事後評価の必要性	事業目標の達成状況、事業効果の発現状況については、概ね計画どおりに事業を実施することができ、事業効果も発現している。また、事業実施により、林内の環境は改善されているため、今後の事後評価は不要である。				
改善措置の必要性	事業目標が概ね計画どおりに達成されているため、改善措置は不要である。				
同種事業に反映すべき事項	先行して設置した治山ダムの下流の荒廃溪流については、ダム施工効果による自然回復状況の推移をみながら治山ダムの設置計画数を見直すなど、柔軟に対応することが必要である。				
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見					
北設楽郡豊根村上黒川地区の対応方針（案）[改善処置等必要なし] を了承する。					
Ⅴ 対応方針					
改善処置等必要なし					